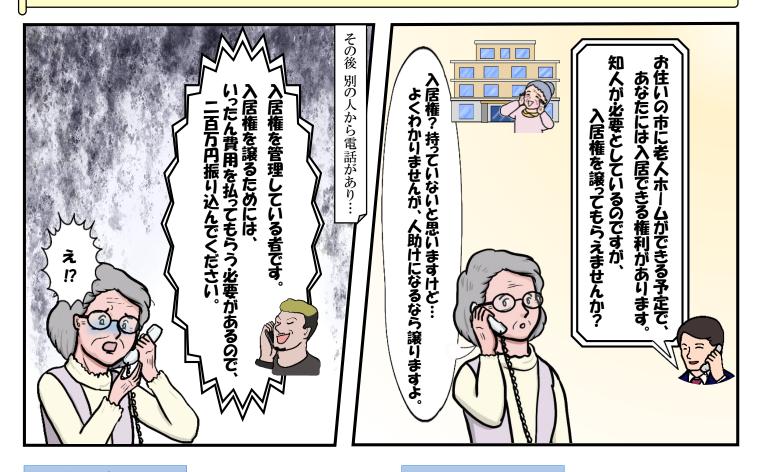


高齢者を狙う「劇場型勧誘」の電話にご注意!の巻



見守りポイント

- ■複数の人物が、実在する企業・公的機関の職員・ 弁護士などをそれぞれ演じ、消費者からお金をだま し取ろうとする「劇場型勧誘」の電話に関する相談 が寄せられています。
- ■「老人ホームの入居権を譲ってほしい」などと話を 持ち掛け、言葉巧みにお金を払わせようとするため 注意が必要です。
- ■お金を払ってしまうと、返金を求めてもほぼ応じて もらえず、連絡がつかないこともあります。

対処方法

- ■電話の内容に少しでも疑問や不安を感じた場合は、すぐに電話を切り、消費生活センターや 警察などに相談するようにしましょう。
- ■電話でやりとりしてしまい、お金を払うように言われても、絶対に払わないでください。払ってしまったお金を取り戻すことは、ほぼ不可能です。
- ■留守番電話機能や発信者番号表示機能を活用し、心当たりのない電話には出ないようにする ことも、有効です。

岩出市役所(消費生活相談)

〒649-6292

岩出市西野209番地

TEL: 0 7 3 6 - 6 1 - 6 9 6 6

平日 8:45~17:30

毎週木曜日 10:00~12:00 13:00~16:00 (専門相談員)

和歌山県消費生活センター

〒640-8319

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

TEL: 0 7 3 - 4 3 3 - 1 5 5 1

平日 9:00~17:00

土・日 10:00~16:00 (電話相談のみ)